

基本施策 1. 連携の推進

施策(1)市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供	環境政策課	市民団体・事業者・教育機関等の各主体の活動機会を提供するとともに、エネルギー・ごみ・水・緑などの異なる分野をテーマとする団体等がコミュニケーションを図れる場の提供を行う。 機会の提供にあたっては、市報やホームページ・メールマガジン等を活用し、幅広い層への広報を行う。	環境啓発イベントにおいて参加・出席団体が相互にコミュニケーションを図れる場を提供しながら、各主体の活動の活性化や団体間交流の促進を図る。	むさしの環境フェスタやその他の啓発イベントにおいて、多様な主体の参加を促進するとともに、出展の機会を提供する。あわせて団体間交流の場を提供する。	環境フェスタの実施			平成27年度の改善点を考慮しつつ、継続して機会の提供を行う。出展の機会と団体間交流の場の提供する。
②	環境部メールマガジン等による情報提供	環境政策課	様々な環境の切り口で実施される環境関連イベント(市主催・共催・後援)について、メールマガジンを活用し、環境に関する総合的な情報提供を実施する。	市民や市民団体等に対して、環境保全活動や様々な環境要素に関する情報提供を行うことで、市民等のより一層の「気づき」や「環境配慮行動」の促進を図る。	市民等に対して、メールマガジン配信について周知を拡大するとともに、配信者のニーズを考慮した内容の改善を図る。また、メールマガジンに限らず、より効果的な情報発信の手法を検討する。	月2回の配信			メールマガジンの配信。 効果的な情報発信の手法の検討。
③	市民団体・事業者団体等及び市と連携したキャンペーンの実施	減量企画係	広く市民を対象とする市の事業と草の根的な活動を事業として行う市民団体との役割分担しながら、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能な事業を展開する。	市民団体・市がごみに関する情報を共有し、連携を推進することで、柔軟かつ効果的な施策を実施する。	ごみ減量啓発やマイバックキャンペーンなどを実施する。	キャンペーンの実施			ごみ減量啓発やマイバックキャンペーンなどを実施。
④	クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体との連携	活動支援係	全市民的な規模で組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に補助金を交付し、地域におけるごみ減量・資源化への協力や、リサイクル活動、集会の開催などを市と連携しながら実施する。	市民団体の特性を生かした市との協働事業実施と事業への参加を通じた周知・連携により、市民団体の活性化・育成を促す。	桜まつり・青空市でのごみの排出指導、転入者向けごみ分別案内所の設置、武蔵野ごみニュースの配布を市民協働事業としてクリーンむさしのに委託実施。また、レジ袋削減キャンペーンへの参加や、武蔵野環境フェスタ等イベントへの参加・交流を行うとともに、事業協働の一層の推進を行う。				従来活動に加え、市民団体ならではの特性を生かした3R環境講座の市民協働委託の実施。

基本施策 2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

施策(1)排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みの啓発・推進	減量企画係	ごみの発生を抑制するために市民・事業者のそれぞれが、自らの排出者責任を意識し、行動するような啓発活動を行う。	市民・事業者それぞれがごみの排出責任を持ち、行動することで、ごみの減量を推進する。	市民・事業者のそれぞれがごみや資源物を減らす取り組みを行うように啓発活動を行う。	啓発活動の実施			市民・事業者のそれぞれがごみや資源物を減らす取り組みを行うように啓発活動を行う。
②	不要となった紙製容器包装・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう、販売店への誘導	活動：活動支援係 見直し：減量企画係	紙バック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を利用するよう市報等広報物で呼びかけるとともに、発生抑制に努めるようレジ袋削減協定締結店や協力店に要請を行う。	市民・事業者それぞれがごみの排出責任を持ち、行動することで、ごみの減量を推進する。	紙バック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を利用するよう市報等広報物で呼びかける。小売店が店頭回収をしやすい仕組み作りを研究する。	店頭回収利用の広報			紙バック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を利用するよう市報等広報物で呼びかける。小売店が店頭回収をしやすい仕組み作りを研究する。
③	ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究	減量企画係	市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけを行うとともに必要となる支援や仕組みづくりについて研究する。	市民・事業者それぞれがごみの排出責任を持ち、行動することで、ごみの減量を推進する。	紙バック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を利用するよう市報等広報物で呼びかける。小売店が店頭回収をしやすい仕組み作りを研究する。(再掲、上記②と同様)	研究			引き続き、市民や事業者がごみを減らす支援や仕組みづくりについての研究。

④	都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等への働きかけ	減量企画係	容器リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方を見直し、国等へ法制度の見直しを働きかける。	容器リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担の適正化。	都予算編成要望等、機会を利用し国・都への働きかけを行う。	要望			国等へ法制度の見直しを働きかける。
---	---	-------	---	------------------------------------	------------------------------	----	--	--	-------------------

施策(2)ごみと資源物の取り扱いの適正化

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	収集頻度の見直しの検討	減量企画係	収集頻度・分別区分等、総合的に勘案し、収集頻度の見直しに向けた検討を行う。	排出者責任に基づき、一人一人がごみの減量や分別について意識することで、ごみの排出抑制と資源ごみの分別を促進する	資源物の収集頻度の見直しに向けた検討を行う。	検討			引き続き、資源物の収集頻度の見直しに向けた検討を行う。
②	分別徹底の普及啓発	減量企画係	ごみ分別の徹底についての市民への啓発を実施する。ホームページの作成、ごみ便利帳EＣＯブック、ごみ資源収集日一覧表、武蔵野ごみニュースなどの作成、配布。ごみ分別案内所の開設、イベントでのごみ分別指導、施設見学等イベント開催及びごみ減量出前講座を行う。	最終処分場の延命のため、市民一人一日当たりのごみ排出抑制と、ごみとして排出される資源物の資源化の徹底。	ホームページへの情報掲載、啓発用冊子の作成、配布。分別指導、施設見学等イベント開催や出前講座の継続。ごみ分別アプリの実施に向け、関係機関との連携を図る。	啓発事業の実施			ホームページへの情報掲載、啓発用冊子の作成、配布。分別指導、施設見学等イベント開催や出前講座の継続。ごみ分別アプリの実施。
③	不燃ごみの収集頻度の見直しの検討【①と統合】	減量企画係	現在、月2回実施している不燃ごみの収集頻度について検討する。	ごみ処理コストと環境負荷の低減のため	不燃ごみの収集頻度の見直しについて検討を行う。	検討			不燃ごみの収集頻度について見直し検討を行う。
④	資源物の有料化の検討	減量企画係	燃やすごみと不燃ごみは有料化の対象としているが、現在無料で回収している資源物についても有料化を検討する。	有料化による経済的インセンティブの導入により資源物を含めたごみ排出総量の抑制を図る。	資源物収集の有料化について検討する。	検討			資源物収集の有料化について検討する。
⑤	環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施	減量企画係	環境負荷及びごみ排出量やごみ処理コスト等について多摩地域の各市町村との比較状況等も含めて公表することにより、ごみ減量への動機づけになるような啓発活動を実施する。	ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図る。	ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、武蔵野ごみニュース、市報、ホームページ等により分かりやすく提供するとともに、環境講座や出前授業、各種イベント時での啓発活動を行う。	啓発事業の実施			ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、武蔵野ごみニュース、市報、ホームページ等により分かりやすく提供するとともに、環境講座や出前授業、各種イベント時での啓発活動を行う。
⑥	不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底	管理係	委託した緊急対応センターが現場に急行して、状況調査と現状把握を行い、必要に応じた指導等を行う。	ごみ排出ルールの徹底を図るとともに市民へ迅速な対応を行う。	・迅速な対応と丁寧な説明 ・不法投棄等への更なる指導と追跡調査の徹底	適切な現場対応を行う			・適切な業務実施と体制の強化 ・市内全域へのパトロール強化
⑦	ごみ・資源物の減量につながる経済的インセンティブの導入についての検討	減量企画係	資源物の有料化等、ごみ排出総量の削減に資する経済的インセンティブのあり方について検討する。	ごみ・資源物排出量のさらなる減量を図る。	ごみ・資源物排出の減量に有効な経済的インセンティブ制度のあり方について検討する。	検討			ごみ・資源物排出の減量に有効なインセンティブ制度のあり方について検討する。
⑧	有料化による減量効果の達成状況の定期的な点検・評価を実施	減量企画係	年度ごとのごみ排出量について、統計的に把握することにより有料化による減量効果の達成状況の定期的な点検・評価を行う。	有料化による減量効果の把握と評価を行い、ごみ収集時の経済的インセンティブ導入等の制度設計についての参考とする。	ごみの排出・収集・処理に関する各種統計を有機的に結び付けることによる減量効果の点検・評価の実施。	実施			ごみの排出・収集・処理に関する各種統計を有機的に結び付けることによる減量効果の点検・評価の実施。

施策(3)事業者としての市の率先的取り組み									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持	減量指導係	市は法令で定める廃棄物保管場所立入検査等の指導監督の主体であると同時に、条例で定める40箇所の多量排出事業者に該当し、一般廃棄物処理実施計画に於いても「市自らが市内事業者の規範となること」が明記されている。したがって、市は、平成11年のISO14001認証取得並びに平成25年の市本庁舎立入検査の実施による高水準のごみ分別・減量資源化の実績を踏まえ、市内事業者の模範的な環境配慮への取り組みを推進する。	市がごみの分別・減量資源化の徹底や発生抑制等をより一層取り組むことにより、市内事業者に模範として示し、取り組みを促進する。	・立入検査に於けるEcoパートナー認定事業者の規範となる評価の維持継続 ・本庁舎以外の市関連施設に於いても、市内事業者の規範となる取り組みの実施	Ecoパートナー認定事業者の規範となる評価			・立入検査に於けるEcoパートナー認定事業者の規範となる評価の維持継続 ・本庁舎以外の市関連施設に於いても、市内事業者の規範となる取り組みの実施
②	新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設(市役所本庁舎・総合体育館)においても省エネ等の取り組みを推進	クリーンセンター	新施設で生み出すエネルギー(電気・蒸気)の需要と供給のバランスが最適となるよう、新クリーンセンター最適焼却運転計画立案と受け側の公共施設の省エネ等の取り組みを推進していく。	エネルギー(電気・蒸気)の需要と供給のバランスを最適化により、エネルギーの有効かつ効率的な活用を図る。	廃熱エネルギー需給最適化調査検討を実施。	実施			平成28年10月試運転 平成29年4月本稼働

施策(4)事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	多量排出事業所への指導の継続	減量指導係	事業活動に伴い多量の廃棄物を排出する事業者(月間10 <sup>3</sup> 以上43箇所)に対し、法令で定める廃棄物管理責任者の選任及び再利用計画書の提出を求め、当該計画書の実施状況の確認及び事業系持込ごみの減量・再利用を推進するため、年間100回程度の立入検査を実施し、それに基づいた指導啓発を行う。	本市の事業系持込み量(平成25年度排出原単位)は、多摩地区全体値を21%上回っているため、減量・再利用を推進する。	高水準の分別・減量資源化を求める立入検査の維持継続。	事業系持込量H25年度比6.7%削減			高水準の分別・減量資源化を求める立入検査の維持継続。
②	事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導	減量指導係	立入検査の指導項目を、Ecoパートナー認定表彰基準項目と整合した「①発生抑制 ②分別の徹底と適正処理 ③資源化への取組み ④環境への行動」の4点に再編成し、立入検査のグレードアップを図る。	Ecoパートナー認定表彰基準と整合させた立入検査評価項目を活用し、さらなる減量資源化への誘導を行う。	立入検査等に於いて、高水準の分別・減量資源化の他、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行う。	事業系持込量H25年度比6.7%削減			立入検査等に於いて、高水準の分別・減量資源化の他、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行う。
③	製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ	減量企画係/減量指導係	多量排出事業者の立入検査等において、指導項目「発生抑制」に基づき、製造・流通事業者の自主回収、商品販売時の簡易包装化及び賞味期限切れ廃棄物の発生抑制等の指導啓発を行う。	拡大生産者責任の徹底	立入検査等に於いて、高水準の分別・減量資源化の他、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行う。	指導啓発の実施			立入検査等に於いて、高水準の分別・減量資源化の他、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行う。

基本施策 3. 普及啓発の充実・拡充

施策(1)わかりやすい啓発活動									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	夏休みごみ探検隊	減量企画係/減量指導係	次世代を担う子供たちが、ごみの回収から処理、処分、リサイクルまでの過程を体験あるいは実際に見学するプログラムにより、ごみと環境について学ぶ機会を提供する。	子供たちがごみの減量・ごみと環境との関わり・自然環境保全に対する認識を深める。	●8月19日に実施 ・ごみ収集体験 ・加藤商事リサイクルプラント見学 ・風の子太陽の子広場で自然観察体験	実施			●8月に実施 ・ごみ収集体験 ・加藤商事リサイクルプラント見学 ・風の子太陽の子広場で自然観察体験
②	ごみの行方を知るツアー	減量企画係/減量指導係	一般市民(大人)を対象に、ごみ処理関連施設のバス見学会を実施する。	一般市民(大人)に、ごみの減量・分別を啓発する。	●10月8日に実施 ・加藤商事リサイクルプラント見学 ・二ツ塚処分場見学 ・3R連続講座の受講者は講座の1コマとして参加	実施			●秋季に実施 ・加藤商事リサイクルプラント見学 ・二ツ塚処分場見学

③	3R環境啓発講座	減量企画係	平成26年度にクリーンセンターとごみ減量・資源化推進プロジェクトチーム 啓発事業部会を設置し、環境講座を実施している。	ごみの発生抑制・排出抑制の促進や新処理施設の啓発のため。	ターゲットを意識し、それぞれの主体の日々の取り組みのきっかけとなる講座を継続して実施する。	継続的講座の実施			ターゲットを意識し、それぞれの主体の日々の取り組みのきっかけとなる講座を継続して行う。
④	市民ワークショップ	減量企画係	ごみの現況の周知等のため、必要に応じて市民ワークショップを実施する。	ごみについて、市民がどのような認識を持っているのか把握し、市のごみに関する現状の周知を図り、ごみの発生抑制・排出抑制を促進する。	市民がごみについてどのような認識を持ち、どう行動しているのかをより把握するため、またごみ減量への周知のためのワークショップを実施する。	ワークショップの実施			さらなる現状把握・分析を行い、ライフスタイルにあったより効果的な啓発活動の実施を行う。必要に応じて、市民ワークショップを実施する
⑤	市民協働による排出指導の推進	減量企画係/活動支援係	出前講座や啓発資料、イベント等を利用しながら、市民にごみの分別・減量に関して協力を求める。	市民一人一人に、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別、資源化について理解を求める。	・桜まつり、青空市でのごみの排出指導 ・転入者向けごみ分別案内所の設置 ・武蔵野ごみニュースの配布 ・地域集会、集団回収団体の会合、自治会等の 集まりでの出前講座 ・イベントごみ用品の貸出し時に、ごみの排出抑制・資源化・分別方法を説明など	排出指導等の実施			引き続き、市民協働の排出指導方法を検討し、実施していく。
⑥	(むさしの)環境フェスタ	環境政策課	市民団体や事業者、教育機関が出展者となり、各主体の活動内容やその他環境に関する展示、体験教室等を行うことで、幅広い層に向けた環境啓発イベントを開催する。開催にあたっては、環境部5課の職員によるワーキング形式により事務局運営し、参加団体全てを交えた出展者全体会議により意思決定を行う形式をとる。	市民団体・事業者・教育機関・行政の環境に関する取り組みを市民に広く啓発することにより、市民一人ひとりの環境配慮行動を推進する一助とする。 また、活動の場を提供することで各主体の活動の活性化や団体間の交流促進を図る。	広く環境情報を発信する環境啓発の場、各主体の活動機会、交流の場としての機能も継続する。また、出展者全体会議で開催方針についての検討を行う。	環境フェスタの実施			平成27年度の改善点を考慮しつつ、継続して機会の提供を行う。
⑦	ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業の実施(ライフスタイルを変える)	減量企画係	ライフスタイルを意識し、分かりやすくより効果的な啓発活動の実施。	消費活動における不要なものを排除し、家庭ごみの発生抑制を心がけるようライフスタイルの転換を図る。	さらなる現状把握・分析を行い、ライフスタイルにあったより効果的な啓発活動と既存の情報伝達内容の充実の検討を行う。	啓発事業の実施			さらなる現状把握・分析を行い、ライフスタイルにあったより効果的な啓発活動の実施を行う。
⑧	包装の簡易化やマイバッグ活動の意義・取り組みを、市民・事業者に啓発	活動：活動支援係/見直し：減量企画係	レジ袋削減キャンペーンの他、包装の簡易化、マイバッグ持参活動など資源の有効活用を市報・市ホームページなどで広報する。	包装の簡易化やマイバッグ活動により資源の有効活用、環境への影響の理解を求める。	市報、ホームページ、ごみニュース、出前講座などで広報・啓発を行う。	啓発事業の実施			市報、ホームページ、ごみニュース、出前講座などで広報・啓発を行う。
⑨	レジ袋削減プチエコキャンペーン	活動：活動支援係/見直し：減量企画係	ごみとして捨てがちなレジ袋を削減するために、毎年10月にレジ袋削減・マイバッグ持参の意義を全市的に周知。携帯マイバッグの配布や、マイバッグづくり等をスーパーやコンビニと連携して行っている。	レジ袋削減キャンペーンを通じて、使い捨てのライフスタイルを見直し、ごみの減量を図る。	レジ袋削減は事業者・市民に浸透しつつあり、27年度もマイバッグ配布を中心とした前年同様のキャンペーンを行っていくかは検討中。	キャンペーン内容の見直しを行う			27年度の見直しを受けて今後のキャンペーンを含めた活動を行う。
⑩	マイボトル・マイカップキャンペーン	環境政策課	環境啓発の一環として、一般財団法人武蔵野市開発公社と連携し、市民団体や企業が実施するマイボトル・マイカップの取り組みについて、側面支援を行う。	市民団体や企業が実施するマイボトル・マイカップの取り組みの側面的な支援を行うことにより、市民等へわかりやすい啓発を行う。	後援名義の使用の承認等により、市民団体等が実施するマイボトル・マイカップキャンペーンの側面支援を実施する。				平成27年度同様に、継続的な支援を行う。

施策(2)情報提供の推進

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	市報、市ホームページの内容の検討	減量企画係	ごみの分別収集徹底を推進するため、市報への分別方法の記事の掲載やホームページの地域ごとの収集日や50音順の分別表の掲載等を行っているが、よりわかりやすい内容となるよう検討する。	ごみ・環境に関する広報・啓発のため、市民・事業者に理解しやすい市報記事やホームページの作成。	ホームページは、アクセス件数が多いものの、階層が深い等の理由でいま一つわかりにくいとの声もあり、わかりやすく見やすいホームページ作りを行う。	内容の見直し			ホームページアンケートの結果等を踏まえて。随時更新・見直しを行っていく。

②	ごみ総合アプリの開発・運用	減量企画係	平成25年4月ごろからアプリの検討を開始し、アプリの開発会社(2社ほど)お話を伺ったり、アプリ導入されている市町村(1市)の視察を行った。平成25年7月ごろに本格的に導入を検討。本市独自のアプリ開発のため、民・官・学・商により開発を行う。	今までの情報発信は、紙媒体などで一世帯に一枚の情報だが、アプリでは一人ひとり(特に市外からの学生・社会人)に情報発信ができごみ分別・減量を図る。	β版(正式版をリリースする前にユーザーに試用してもらうためのサンプル)の開発と運用開始	β版運用開始			β版の動作確認 平成29年4月からの本格運用開始に向けた準備
③	ごみニュース	減量企画係	ごみの現状、ごみに関するトピックス等を盛り込んだ情報誌発行し、年2回全戸配布をする。	現在のごみの現状を把握し一人ひとりが意識を持ってごみ減量を図る。	9月、3月に発行し、全戸配布する。9月は、ごみの行方、処理の第3弾を発行をする。	年2回発行する			年2回ごみニュースを発行する。
④	ごみ便利帳の内容の充実	減量企画係	ごみの分別徹底や出し方、収集日(地区ごと)リユースなど、情報を見直し、わかりやすく作成する。	市民・転入者や学生など、正しい分別やリユースの徹底しごみ減量を図る。	毎年度ごと更新をし、年ごとの新しいごみの品目を加えて継続的に発行する。	内容更新			毎年度ごと更新をし、年ごとの新しいごみの品目を加えて継続的に発行する。
⑤	ごみ処理コストや環境負荷の周知	減量企画係	ごみ処理にかかる費用や環境負荷について、わかりやすく周知を行う。	ごみ処理コストや環境負荷の現状について市民の理解を通じてごみ減量を図る。	市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。	周知の実施			引き続き、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。
⑥	ごみの行方、最終処分場の広報	減量企画係	資源物を含めたごみの行方や最終処分場の現状の周知を行う。	ごみの行方や最終処分場の現状を知ってもらいごみ減量を図る。	市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。	周知の実施			引き続き、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。
⑦	エコクッキング	減量企画係	ごみ減量や環境にやさしい生活を気軽に楽しく、簡単に実践できるエコクッキングの実演と実習を行う。	エコスタイルとして家庭でもできることでごみ減量を図る。	他課でも実施しているため検討する。				他課の実施状況を見ながら、実施するかの判断をする。

施策(3)環境学習

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂(副読本等を利用した環境教育の実施)	減量企画係	平成23年度「ごみトコトン減らし読本」を作成。市主催事業に参加した子どもに適宜、配布している。	子どもたちが、自分たちの暮らしと環境にどのような関わりがあるのかを知ること。またごみ問題を自分の問題として考えるきっかけとし、環境に配慮した生活を行うようになること。					社会状況の変化に合わせて改訂を行う。また、副読本を利用した環境教育の検討を行う。
②	ゲストティーチャー(出前講座)の実施	減量企画係	各団体主催のごみ学習会で、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別方法、資源化の方法、ごみの行方等について出前講座を実施する。	市民一人一人に、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別、資源化について理解を求める。	地域集会、集団回収団体の会合、自治会等の集まりや、イベントごみ用品の貸出しの機会を使い、ごみの排出抑制・資源化・分別方法を説明し理解を求める。今年度は、手法として「ごみ分別クイズ」を取り入れる。	12回			従来に加えて学校教育における環境学習のメニューの検討を行う。
③	小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施(環境啓発施設の開設)	減量企画係	小学校4年生のクリーンセンター見学時に新クリーンセンター建設の話やごみの行方等を説明する。あわせて、ごみ減量標語募集も行う。	小学生の環境学習の一環として小学生から環境の大切さ、ごみの処理の流れの理解を求める。	小学校4年生のクリーンセンター見学時に新クリーンセンター建設の話やごみの行方等の話等を行う。	説明の実施			小学校4年生のクリーンセンター見学時に新クリーンセンター建設の話等説明を行う。体系的な説明ができるように、平成29年4月からの新クリーンセンター運用開始に向けて調整する。

施策（4）優良事業者への表彰制度の推進									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の推進（多量及び準多量事業所）	減量指導係	ごみの分別・減量及び生ごみ・雑紙の全量資源化を実施してきた優良な事業者を表彰することにより、その功績を認定する制度であり、市報などにおいて公募し申請のあった事業者に対して立入検査、確認調査、審査（公平性を期するため、商店会連合会役員等を含めた第三者委員会を設置）をおこない認定表彰事業者を決定する。	事業者の環境活動に対する意識を高めるとともに、ごみの減量資源化。発生抑制を更に促進させる。	・立入検査等に於いて、認定表彰を更なる事業者のごみの減量資源化。発生抑制の動機付けとなるよう啓発を行う。 ・商店会連合会役員等を含めた第三者委員会（Ecoパートナー認定表彰委員会）を開催し、認定表彰事業者を決定する。	現行の認定表彰事業者の水準の維持			・立入検査等に於いて、認定表彰を更なる事業者のごみの減量資源化。発生抑制の動機付けとなるよう啓発を行う。 ・商店会連合会役員等を含めた第三者委員会（Ecoパートナー認定表彰委員会）を開催し、認定表彰事業者を決定する。
②	事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導	減量指導係	平成25年度の持込み手数料値上げにより、事業者の高コスト負担による減量資源化に報いる当該事業の意義が失われ、また、表彰対象が食品関連事業者を中心とした多量排出事業者に限定されたため、表彰基準の見直しを行い、事業系ごみの減量及び資源化を動機付ける制度として、すべての事業者を対象とした新たな形で継続する。	認定表彰基準の見直しにより、対象事業者の拡大を図る。	表彰制度参加事業者の拡大のための周知を行う。	認定表彰事業者の拡大			表彰制度参加事業者の拡大のための周知を行う。

基本施策 4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

施策（1）ごみ処理・資源化経費の経済性の向上									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	ごみ処理経費の軽減	管理係	平成25年度ごみ処理経費は、①収集②運搬③中間処理④最終処分等で総額29億3千万の経費となっている。	・ごみの発生、排出抑制の徹底 ・資源化の推進 ・常に見直し経済性の向上	ごみ処理経費の軽減に努めるとともに、経費とその内訳のわかりやすい内容での周知を行う	わかりやすい内容での周知			ごみ処理経費の軽減に努めるとともに、経費とその内訳のわかりやすい内容での周知を行う
②	緊急対応業務等委託化	管理係	委託業務の範囲は、①苦情対応②不法投棄対応③ごみ置場申請対応④ミカレット点検⑤動物死体回収⑥パトロール業務である3名の職員にて緊急対応にあたっている。	・市民からの要望に対し、的確に対応する ・市民サービスの向上	適切な業務実施体制の整備をすとも、迅速で適切な対応を行う。	迅速で適切な対応			迅速で適切な対応を行う。
③	新処理施設の効率的な運営	クリーンセンター	新施設の運営において、運営事業者との長期包括委託契約を締結しており、運営事業者及び市により、施設の効率的な運営を継続する。	施設の効率的な運営を継続することで、ごみ処理経費の削減を図る。	平成28年度後半の試運転に向け、施設の効率的な運営のための運営事業者と市の役割分担の調整を行う。				平成28年10月試運転 平成29年4月本稼働
④	他市等とのコスト比較の研究	減量企画係	他市等のごみ処理費用を参考とするために、有効な比較方法について研究する。	ごみ処理経費の削減のため、他市等のごみ処理費用を参考とする。	一般廃棄物会計基準等を参考に、より有効なコスト比較の手段について検討する。				

施策（2）収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	資源ごみの収集頻度の見直し検討（再掲：（2）①と同様）	減量企画係	現在、週1回実施している資源物の収集について、品目ごとに収集頻度を見直し、収集コストの削減を図る。	ごみ処理コスト低減の一方策として資源ごみの収集頻度の見直しを検討する。	資源ごみの収集頻度について、品目別に検討する。				



②	不燃物の収集頻度の見直し検討	減量企画係	現在、月2回実施している資源物の収集について、小型家電品の別収集なども考慮したうえで収集頻度を見直し、収集コストの削減を図る。	ごみ処理コスト低減の一方策として不燃ごみの収集頻度の見直しを検討する。	不燃ごみの収集頻度について、小型家電リサイクル制度の活用も含め検討する。				
③	資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討	減量企画係	現在、容器包装プラスチック、空き缶等多量に排出される資源物は瑞穂町の処理施設において中間処理を行っているため、コスト削減・環境負荷の低減をめざし広域連携による近隣施設での処理を研究・検討する。	資源物の処理に係るコストの削減と環境負荷の低減のため、広域処理による資源物処理の可能性について検討する。	資源物処理施設の広域連携の可能性について検討する。				不燃ごみの収集頻度について、小型家電リサイクル制度の活用も含め検討する。
④	苦情対応、ごみ置場申請対応等を行う緊急対応業務等の委託化	管理係	・現場にて、実物等と確認しながら、排出指導などを行う。 ・置場の新規・変更などについて現地確認して、可能な状況であるなら翌日より回収となる。	・ごみ排出ルールの遵守化 ・ごみ収集における迅速な対応	・迅速で適切な対応 ・各戸における適正なごみ置場設置指導				迅速で適切な対応を行う。

施策（3）容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	資源物の回収	管理係	平成9年10月より、週1回資源物を回収する「資源の日」を設定し、古紙・古着・びん・缶について他のごみの回収日と曜日を分ける。平成12年7月より、「ペットボトル」と「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を行なう「プラスチック容器資源の日」を新たに設け、併せて可燃ごみ収集を週3回から2回に変更した。	不燃ごみとして埋め立て処分を行っていたため日の出町の最終処分場に大きな負荷をかけていたプラスチックのうち、ペットボトルとその他プラスチック製容器包装類を分別収集することで、ごみの発生抑制と最終処分場の有効利用を図る。	週2回「資源の日」を設定し、古紙・びん・缶・古着・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の分別収集を継続実施する。また、古紙において平成16年8月から実施している「雑紙（ざつがみ）」収集のさらなる周知を図る。	事業実施			枝木・草葉の収集において、「燃やすごみ」として出せる数を減らし、費用対効果を考えた上で極力資源化に努める。また、土付きの根や観葉植物の根、花、果実なども資源回収対象物とすることも検討する。
②	適正な分別についての啓発	減量企画係	ごみ便利帳、ごみニュース、市報、市ホームページなどの広報媒体を活用し、情報提供並びに市内イベントでの啓発活動により、プラスチック容器包装の分別の周知徹底を行う。	廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保のため	ごみ便利帳、ごみニュースの発行、市報に記事を掲載、市ホームページにより、適正な分別の啓発活動を行う。	啓発の実施			ごみ便利帳、ごみニュースの発行、市報に記事を掲載、市ホームページにより、適正な分別の啓発活動を行う。
③	トータルな環境負荷の低減という見地からサーマルリサイクルの可能性などについて検討	減量企画係	廃棄物を製品の原材料として利用するマテリアルリサイクルに加えて、焼却処理をする際に発生する熱エネルギーを回収・利用するサーマルリサイクルの観点からも検討する。	サーマルリサイクルの可能性を検討することによって、新たなダイオキシンの発生を抑制し、埋立処分となる廃棄物の減量と、埋立処分場の延命を行う。	サーマルリサイクルの可能性について、トータルの視点から検討を行う。				サーマルリサイクルの可能性について、トータルの視点から検討を行う。

施策（4）小型家電リサイクルの検討（新規）

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	ピックアップ回収の継続（都市鉱山事業）	クリーンセンター	不燃・粗大ごみから廃小型家電製品をピックアップし、その後のモーター、基板類などに分別解体作業を行っている。分別された回収品は専門工場希少金属などの資源回収をしている。	不燃・粗大ごみから希少金属などの資源回収を図る。	ピックアップ回収を実施する。	事業実施			ピックアップ回収を実施する
②	イベント回収の実施	減量企画係	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づき、市のイベントなどにおいてが小型家電を回収し、再資源化を促す。	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づき、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。	イベントなどにおいてが小型家電を回収し、再資源化を促す	イベント回収の実施			イベントなどにおいてが小型家電を回収し、再資源化を促す

③	拠点回収の実施の検討	減量企画係	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づき、拠点回収による小型家電の回収について検討する。	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づき、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。	小型家電を対象とする拠点回収の実施について検討する。				小型家電を対象とする拠点回収の実施について検討する。
④	小型家電の行政収集手法の検討（採算事業としての民間事業を含めた）	減量企画係	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づき、自治体が小型家電を回収し、国の認定を受けた事業者等による再資源化を促す	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づき、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。	小型家電リサイクル法に基づく、小型家電の行政収集手法を検討する。				小型家電リサイクル法に基づく、小型家電の行政収集手法を検討する。

施策（5）生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	各主体に対して生ごみ等の減量・資源化の自主的な取り組みの啓発・推進	減量企画係/剪定枝：管理係（運搬：活動支援係）	市民団体クリーンむさしのを推進する会を通じた生ごみたい肥化の取組の推進を行う。立入検査等を通じて事業者へは生ごみ資源化の推進を求めている。家庭の剪定枝葉は特別回収を行い、資源化を実施する。	市民・事業者の生ごみ等・剪定枝葉の減量資源化によりクリーンセンターへの搬入量を減らし、資源化を図る。	市民には生ごみたい肥化の啓発と環境講座の実施。多量排出事業者へは立ち入り検査や聞き取り調査を通して資源化の推進を進める。家庭の剪定枝葉は引き続き特別回収による資源化を実施。	・環境講座の実施 ・剪定枝葉回収265トン			市民には生ごみたい肥化の啓発とクリーンむさしのとの協働事業である環境講座の実施。多量排出事業者へは立ち入り検査や聞き取り調査を通して資源化の推進を進める。家庭の剪定枝葉は引き続き特別回収による資源化を実施。
②	（生ごみ等の減量・資源化について）各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究	減量企画係	生ごみの資源化・減量についての情報提供・啓発を行うとともに、様々な手法についての研究を継続する。	生ごみの減量・資源化の推進	生ごみの資源化・減量についての情報提供・啓発を行うとともに、様々な手法についての研究を継続する。	啓発の実施			生ごみの資源化・減量についての情報提供・啓発を行うとともに、様々な手法についての研究を継続する
③	事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充	減量指導係	事業系持込ごみの食品残渣分について、多量排出事業者の立入検査等を通じて減量資源化の指導啓発を行う。	持込ごみの4～5割を占める生ごみの減量資源化を推進する。	立入検査等に於いて、生ごみ資源化未実施の事業者に対して指導啓発を行う。	事業系持込量H25年度比6.8%削減			立入検査等に於いて、生ごみ資源化未実施の事業者に対して指導啓発を行う。
④	生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実	減量企画係	生ごみたい肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育を実施する。	取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育により、ごみの減量と資源循環の意識づけを図る。	生ごみたい肥化の啓発と3R連続環境講座の実施。	啓発の実施 環境講座の実施			生ごみたい肥化の啓発と3R環境講座を市民協働方式による実施。
⑤	将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究	減量企画係	生ごみの様々な資源化方法について、他自治体との広域連携による協働的処理方法の将来的な可能性について研究する。	生ごみの資源化施設建設等、一市単独での事業化が不可能な分野について他自治体との広域連携の可能性を探る。	広域連携による生ごみ資源化の可能性について、他自治体の情報を収集しながら研究を行っていく。				広域連携による生ごみ資源化の可能性について、他自治体の情報を収集しながら研究を行っていく。

施策（6）集団回収のあり方の検討

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	集団回収事業の意義の明確化とコストについての考え方の整理（集合住宅の管理組合等と地域型活動団体の活動内容を比較した補助金の見直しの検討。）	活動支援係	おおむね住民20世帯以上による資源物の集団回収を支援するため、住民団体に回収量1キロにつき10円、業者1キロにつき2円の補助金を交付している。補助金額を含めた制度の見直しを行う。	集合住宅型と地域活動型団体との活動スタイルの違いによる補助金額の適正化を含めて、今後の集団回収の課題を整理し改善する。	集合住宅型団体と地域活動型団体の活動内容を比較し、活動の課題相違点などを洗い出す。				集合住宅型団体と地域活動型団体の活動内容を比較し、活動の課題相違点などを洗い出す。その課題の改善点の検討を行う。



②	集団回収事業の継続	活動支援 係	おおむね住民20世帯以上による資源物の集団回収を支援するため、住民団体に事務費と補助金を交付し、これらをもとに各団体は地域活動を行う。	市民自身による資源物の集団回収による資源化を推進し、あわせて地域コミュニティの活性化を図る。	・集団回収事業を継続する ・古新聞の回収量の減少はあるものの、前年度並みの回収量を目指す	3,328トン				引き続き、資源物の回収量を維持していく。また、高齢化に伴う集団回収継続が課題となっている団体が増えてきていることを受け、今後の事業継続方法を検討していく。
---	-----------	-----------	---	--	---	---------	--	--	--	---

施策（7）拠点回収のあり方の検討

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	牛乳パックの回収	管理係	平成3年6月より、事業者・コミセン等の協力を得て拠点回収方式での回収を始めた。コミセン・市役所・市政センターに回収ボックスを設置し、毎週火曜日から木曜日に（量が多い場所は両日とも）回収を行う。	牛乳パックに代表される紙パックは良質な紙資源であり、これを回収・資源化することはごみ減量に資する。	・牛乳パックの拠点回収を行う ・アルミ箔が内側に貼ってある紙パックも、回収可能であることを広く周知する。	拠点回収の実施			牛乳パックの拠点回収を継続する。
②	家庭から出た廃食用油の回収	管理係	平成3年9月より、事業者・コミセン等の協力を得て拠点回収方式での回収を始めた。2ヶ月に1回（偶数月）、コミセン4ヶ所、市役所駐車場の計5ヶ所にポリタンクを用意し、11時～15時の時間限定で回収を行う。受付補助員として各箇所に2名を配置する。	車やバスのバイオディーゼル燃料（BDF）や石けん等に再生することにより、資源の有効活用を図る。	昨年度までは偶数月の第4水曜日（8月のみ土曜日午前中）に実施していたが、受付補助員の休憩場所確保を理由に、実施日を第3水曜日（8月のみ第4土曜日午前中）に変更する。	拠点回収の実施			実施日、実施回数を再度検討する。
③	年賀はがきの回収	管理係	回収期間は1月中旬～2月初旬で、市内郵便局、コミセン、市役所、市政センターの計37ヶ所に、密閉型の回収ボックスを設置し、不要なはがきを投函してもらおう。指定した収集日に委託業者が各施設を巡回し、回収ボックスごと収集する。製紙工場に直送し、資源化する。平成9年度から始まり、毎年一定の回収量がある。	年賀はがきに代表されるはがきは良質な紙資源であり、これを回収・資源化することはごみ減量に資する。また、当事業への参加を通して市民の意識の向上、啓発を図る。	事業の継続性・費用対効果・市民への啓発効果を踏まえ、例年と同時期に同内容で実施する。	拠点回収の実施			郵便局自主回収実施に向けて提案交渉する。
④	拠点回収のあり方についての検討（拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進）	管理係	自主回収の拡充について、事業者への働きかけ、提案を強化する。（年賀状回収事業については、本来郵便局が回収するべきである。このことを踏まえ、市民の資源化への意識を維持しつつ、回収事業を市ではなく郵便局が行えないかを、ごみ減量協議会においてここ数年議論されている。）	自主回収の拡充による、行政収集量の削減。	大規模事業者への立入検査時等を利用した、事業者への働きかけ提案を行う。	働きかけ・提案の実施			大規模事業者への立入検査時等を利用した、事業者への働きかけ提案を行う。

基本施策 5. 今後求められるごみ処理施設等

施策（1）新処理施設の稼働

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	平成29年4月からの稼働に向けた、新処理施設の建設	クリーンセンター	平成26年5月に建設工事に本格的に着手し、平成29年4月稼働を目指し、建設工事中。平成28年10月試運転予定。	安全かつ安定的なごみ処理の継続	平成29年4月稼働に向け、建設を推進する。				平成28年10月試運転 平成29年4月本稼働

施策（2）安全・安心な施設づくりとエネルギー供給システムの構築

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築	クリーンセンター	新施設稼働後のエネルギー供給手法について、供給先施設の需要を把握するとともに、需要と供給バランスのとれた合理的な供給手法について構築する。	新施設稼働後に地域一体となった省エネルギー、CO2排出量削減、エネルギー安定供給を図る。	新施設稼働までにエネルギー供給手法の構築をする。				年度内にエネルギー供給手法の構築

②	エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用	クリーンセンター	新施設稼働に合わせ、エネルギー管理計画に基づき、エネルギーの有効かつ効率的利用を図るため、関係する部署で構成する組織を設置する。	地域一体となったエネルギーの有効かつ効率的な利用を図る。	新施設稼働までに組織を設置する。					平成28年度内に関係する部署で構成する組織設置、エネルギー管理計画作成。
③	市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施	クリーンセンター	施設の業務責任者として、市職員で「技術管理者」を配置する。運営事業者で行うモニタリングを実施し、適正な施設運営の確認を行う。	業務責任者（技術管理者）を配置し、業務責任者の管理のもとに、適正な施設運営を維持継続する。またセルフモニタリング結果など適正な施設運営を確認していく。	新施設稼働に合わせ、業務責任者を配置し、運営事業者によるセルフモニタリングを実施する。					運営事業者で行う29年度以降のセルフモニタリング計画を確認。
④	市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督	クリーンセンター	施設の運営管理が要求水準書等に明記された事項を適正に履行されているかを、市で行うモニタリングなどにより確認し、事業者を適正に指導・監督する。	市の指導・監督により、適正な施設運営を維持継続し、安全かつ安定的なごみ処理事業の継続を図る。	新施設での運営管理手法の検討を行う。					新施設での運営管理手法の検討し、手法を確立させる。
⑤	施設の運営管理について、市から運営協議会に報告	クリーンセンター	運営協議会は、クリーンセンター周辺町会などの選出委員及び市委員の計11人で構成されている。会議は定期的に年6回の行い、必要に応じ臨時会を実施している。また、この会議では施設運営状況及び広報活動などについて、協議している。	クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と市の相互理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るものである。	今後も継続していく。					例年同様に維持する。

施策（3）環境啓発施設の整備

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	平成31年度、環境啓発施設の設置	環境政策課	現クリーンセンターの事務所棟及びプラットホームを再利用し、全市民的な環境拠点として、資源、エネルギー、廃棄物、緑、水循環、生活環境等、広範な環境啓発を行う（仮称）エコプラザの開設を目指す。	市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動の促進。	新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会の提言等を踏まえながら、機能やコスト、運営形態等施設のあり方について、具体的な検討を進めていく。	検討			・施設整備基本プラン（案）の策定 広く市民の意見を聴きながらプランを決定していく。

施策（4）広域連携の検討

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持	クリーンセンター	多摩地域におけるごみ処理施設に予測できない緊急事態等が発生した場合、多摩地域のごみ処理施設でごみ処理の相互支援を行う。	多摩地域におけるごみ処理施設に緊急事態等により、施設の稼働に支障が生じた場合、多摩地域ごみ処理の広域支援により、適正処理を図る。	継続する。				継続する。
②	施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力	クリーンセンター	現在、可燃ごみについて、定期整備等に対応するため、ふじみ衛生組合とごみ処理相互支援を行っている。また、不燃ごみについて、緊急事態に対応するため、小金井市とごみ処理相互支援協定を締結している。	定期点検等により、ごみ処理に支障をきたさないように、相互協力により円滑なごみ処理を継続する。	継続する。				継続する。
③	ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討	クリーンセンター	ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討	近隣市との分別区分の統一などにより、ごみ処理の広域連携につなげ、一層の合理的で効率的なごみ処理を実現するとともに、将来的なごみ処理の広域化の可能性を追求する。	近隣市のごみ処理方法等の研究していく。				近隣市のごみ処理方法等の研究していく。

④	新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究	クリーンセンター	新処理施設稼働後、法律改正や収集形態の変化、ごみ処理の技術向上などの情報収集を行い、将来のごみ処理施設のあり方を研究する。	ごみ処理施設のあり方を研究し、よりよいごみ処理施設を目指していく。	平成27年度は、新処理施設の稼働準備を行う。					平成28年度：新処理施設稼働準備 平成29年度：本稼働 本稼働後：ごみ処理施設のあり方研究
---	------------------------	----------	---	-----------------------------------	------------------------	--	--	--	--	---

**施策（5）その他の検討事項**

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	バイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度等の活用に向けた検討	クリーンセンター	バイオマス系の焼却処理による熱回収（ごみ発電）により発生する電力を、再生可能エネルギー固定買取制度等の活用を検討する。	再生可能エネルギー固定買取制度等により、長期的に安定価格の売電をし、歳入の増を図る。	再生可能エネルギー固定買取制度等の活用のための調査・検討を行う。				再生可能エネルギー固定買取制度等の活用について、検討結果により、必要な手続きを行う。
②	資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討	クリーンセンター	同左	効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討により、コスト削減の可能性を探る。	処理形態等の調査・検討を行う。				処理形態等の調査・検討を行う。

**基本施策 6. 最終処分**

**施策（1）埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用**

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	埋立処分量ゼロの維持	クリーンセンター	不燃・粗大ごみ処理後の選別残さの焼却により、不燃残さの埋立処分はゼロである。また、焼却残さについてもエコセメント化により、埋立処分されておらず、本市のごみは埋立て処分されていない。	埋立処分ゼロを継続し、最終処分場の延命を図る。	継続する。	埋立処分量ゼロ			継続する。
②	エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討	クリーンセンター	現施設の埋立処分量ゼロを継続し、新施設においても埋立処分量ゼロを継続可能な処理システムを採用する。	最終処分場の有効利用を図るため、埋立処分量ゼロを継続可能な処理システムを採用する。	プラント（埋立処分量ゼロを継続可能な処理システムの設計、製作、搬入据付）工事の継続	埋立処分量ゼロ			平成28年度、プラント（埋立処分量ゼロを継続可能な処理システム）工事の完了、試運転実施
③	「三多摩は一つなり交流事業」（最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業）の実施	管理係	平成11年度より開始し、武蔵野クリーンセンター見学と（財）武蔵野文化事業団主催のオペラや歌劇鑑賞に、毎年40名程度招待している。これは処分場やエコセメント施設を管理運営している東京たま広域資源循環組合の補助事業（補助金50万円）にもなっている。また、平成24年度からは「ごみのゆくえを知るツアー」として、処分場と日の出町の三ツ沢つるつる温泉の訪問も行っている。	廃棄物を排出する側である多摩地域25市1町と、最終処分場を受け入れ廃棄物を搬入される側である日の出町民との、相互の理解と信頼をより一層深めることによって、円滑な一般廃棄物広域処分事業を推進する。	（財）武蔵野文化事業団主催のオペラや歌劇鑑賞がここ数年続き、参加者もリピーターが増えている。平成27年度以降は新規参加の多くの町民とも交流を深めたいため、鑑賞演目を新ジャンルのものにする。また、「ごみのゆくえを知るツアー」は平成27年度も10月8日に同内容で実施を予定している。	実施			毎年新しい参加者の町民を武蔵野市へ招待するためにも、鑑賞演目に変化を付けたい。また、「ごみのゆくえを知るツアー」の参加申込者を増やすために、内容の検討を行う。

**施策（2）エコセメント事業への支援**

No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	エコセメントの率先使用	減量企画係	多摩地域から排出されたごみの焼却残さを主原料として製造されたエコセメントを、市の建築や道路整備等の資材として再利用する。	エコセメントを率先的に使用することで、最終処分場の延命に寄与する。	工事において、可能な限りエコセメントを使用するよう庁内の関係各課へ働きかける。	働きかけ			工事において、可能な限りエコセメントを使用するよう庁内の関係各課へ働きかける。

基本施策 7. 災害時の対応

施策（1）災害時の体制整備									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備	減量企画係	武蔵野市地域防災計画との整合を図りながら、災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備を行う。	震災等大規模災害発災時における廃棄物処理および、大量に発生すると予想される災害がれきの処理手順をあらかじめ決めておく。	クリーンセンターと連携しながらマニュアルを作成する。	マニュアルの作成			

基本施策 8. 適正な生活排水処理

施策（1）適正な生活排水処理									
No.	事業	所管課	事業概要	目的	平成27年度の計画及び取組状況				平成28年度の予定
					計画	目標値	結果	取組状況	
①	未接続家庭に対する水洗化の働きかけ	管理係	機会をとらえて、水洗化の働きかけを行う。一般家庭4世帯分(9人)、収集回数を月2回として、許可業者に委託して湖南衛生組合のし尿処理場まで直送している。(2回/月、2000円)×12カ月	水洗化を推進する。	未接続家庭は、持家2世帯、賃貸家屋2世帯である。機会をとらえて、直結するよう働きかけをしていく。				機会をとらえて直結するように働きかける。
②	仮設トイレのし尿の収集・運搬・処理についての適正な体制の維持	管理係	工事現場、イベント現場の仮設の収集(市内)は、申請にもとづき(月・木/回収)対応している。回収後はし尿処理場に直送している。(1便槽10,000円)なお、許可業者は本市は1社のみである。	適切な処理を行う。	仮設トイレ収集状況 26年度 496件 25年度 585件 24年度 452件 23年度 285件 増加傾向で推移している。				下水道直接放流の型で工事申請受付もありうる。
③	災害時し尿処理の検討	管理係	①災害時は東京都とし尿搬入処理をするため、覚書を結んでいる。そのため処理場としては、北多摩一号水再生センターと湖南衛生組合の2か所になる。②災害時仮設トイレ計画基数は317基予定されている。し尿搬出は発災後7日目から搬出予定。	迅速な処理を行う。	東京都下水道局とタイアップして模擬訓練を毎年実施して、災害時に対処ができるよう行っている。本市は北多摩一号水再生センター予定。				随時、訓練等を東京都と連携して行っていく。